

LIVE配信 能力強化講座 独占禁止法

WELCOME

■本講座のねらい

独占禁止法をめぐる事例検討を通して思考の枠組みを修得すること、法令の理解と実務的な対応力を深めることに重点を置いて解説いたします。

各回の講義では、あらかじめ配布する設例の予習を義務づけ、この事前検討を前提に進めます。事例を通じて法務担当者として押さえるべきポイント（社内対応・当局対応）、実務対応としての留意事項の整理を中心に解説いたします（講義内容は2頁、設例のサンプルは、3頁以下を参照）。

なお、**新型コロナウイルス**への対応として、本講義はLIVE配信に変更して開催いたします。状況によっては会場開催といたします。なお、会場開催の場合、すべての方にご受講いただけない場合があります。詳細は、会場開催決定時にご案内いたします。また、会場受講の可能性がないことによりキャンセルができませんのでご了承ください。

SUMMARY

日時 4月～5月 各回14時～17時（全3回・計9時間）

講師 弁護士 多田敏明氏（日比谷総合法律事務所）

受講料 33,000円（受講料30,000円＋消費税等（税率10%）3,000円）

注意事項 LIVE配信の受講にあたっては、事前にYoutubeへのアクセスができるか否か下記のサンプル動画で検証の上、お申し込み下さい。サンプル動画：<https://youtu.be/F8TmvqU2OCA>

FOR ENTRY

募集期間 3月19日（木）～3月30日（月）

HOW TO ENTRY

- ① 当会HPにログインし、HP上部の「会合」→「研修会」から本講座を選択
- ② 必要事項（貴社名、貴社名ふりがな、貴社住所、申込者名、参加者名、部署名、電話番号、メールアドレス、勤務年数、法務経験年数）をすべて記入し、「申込みボタン」をクリック
- ③ 当会より「登録完了メール」が送信されますので、必ずご確認をお願いいたします。
 - 登録完了メールが届かない場合は、弊会ホームページにログイン後、右上の「会員登録情報（変更）」を選択して下さい。現在の貴社のお申込情報が表示されますので、こちらに本講座とご参加者の氏名が表示されていれば、お申込みは完了しています。
 - 募集を締め切った後にキャンセルされる場合は、以下までお電話にてご連絡下さい。
 - 本講座の請求書は、3月下旬～4月上旬に随時発送いたします。

お問い合わせ ▶株式会社商事法務

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 茅場町ブロードスクエア3階

TEL：03-5614-5650 / FAX：03-3664-8843

E-mail：law-school@shojihomu.co.jp ※本講座は運営を株式会社商事法務に委託しています。

第1講 4月7日（火） 不当な取引制限（カルテル・入札談合）

I. 実体要件の検討

1. 「共同して」「相互拘束」とは何か
 - (1) 情報交換と何が違うのか
 - －「合意」「相互拘束」等の語感にとらわれてはいけない
 - (2) 「暗黙」の了解・合意の判断手法
 - －追従値上げ（意識的並行行為）との違い
 - (3) 法務部としての予防対応
2. 入札談合とカルテルの「相互拘束」の異同
 - (1) 「基本合意」と呼ばれるもの
 - (2) 近時の認定方法
3. 参加拒否・離脱の注意点
 - (1) どう巻き込まれないか-先例から見た対応
 - (2) どう損をしないか
 - －課徴金減免申請との関係

II. 手続面

－課徴金減免申請制度と合意減算制度

1. 不穩情報（立入検査以外）に接した場合の対応
2. 立入検査にどう対応するか
 - (1) 平生から営業部門へ注意しておくべきこと
 - ア 法務部門との連携
 - イ 調査の間接強制・任意性の理解
 - (2) 実際の立入検査（臨検）への具体的な対応
3. 合意減算の確実な獲得方法

第2講 4月17日（金） 排除型私的独占・排除型不公正取引

I. 総論－独禁法における排除行為の位置付け

1. 条文・類型を超えた把握
 - －私的独占や不公正取引の型に固執しすぎない
2. 分析手法
 - －行為の「効果」と「属性」からのアプローチ
3. 正当化理由の検討

－値下げは価格競争そのものではないのか

2. 差別対価
 - －相手方や地域の競争状況により価格が異なるのは当たり前ではないか
3. 排他条件付取引
 - －囲い込みは許されないのか

II. 各論－行為類型ごとの考慮要素

1. 不当廉売

第3講 5月11日（月） 優越的地位濫用・拘束型不公正取引

I. 優越的地位の濫用

1. 法務部としての判断・対応の難しさ
 - －法務部泣かせの規制
2. 分析手法
 - －フレームワークを掴もう
3. 優越的地位の判断
 - (1) 公取委的発想と司法的発想
 - －ガイドラインだけでは見えない実務
 - (2) 近時の摘発事件における判断
 - －想像以上のハードルの低さ
4. 濫用行為の判断
 - (1) 判断の枠組み
 - －ガイドライン記載の典型行為から抽出される判断基準

(2) 非典型行為への当てはめ・検討

－最も判断の難しいエリアへの挑戦

（補論：優越的地位濫用の課徴金算定方法が導く巨額な課徴金）

II. 価格維持型不公正取引

1. 再販売価格拘束
 - －相手方が任意に応じても「拘束」か
 - －利益供与も「拘束」に当たるのか
2. 拘束条件付取引（非価格拘束）
 - －説明販売など販売方法の指定も許さないのか
 - インターネット販売との緊張関係

※各回 14時～17時 開催

【第1回「不当な取引制限(カルテル・取引制限)」設例サンプル】

※ 講義では、設例を素材として法的論点や実務対応について検討します

【設例1】

aは素材Pを製造販売するA社の営業課長であるが、近年、素材Qとの競合が激しい。このため、素材Pの国内需要のほぼ全量を製造販売する5社（ABCDE）は、5社で構成する事業者団体において素材Pの利点を訴求する共同広告の実施を定期的に協議している。なお、素材Pの市場における各社の販売数量のシェアは、A：30%、B：25%、C：20%、D15%、E社10%である。

折からの素材Pの原料価格の下落を受け、大手顧客から値下げ要請があり、aは5円/kgの値下げを打診したところ、この大手顧客からは、「B社の営業課長bさんは、15円/kgの値下げで構わないと言っている。なぜ御社は5円などと言うのか。」と反論された。aは「15円も値下げをしたのではやっていけない。業界が疲弊するだけだ。」と怒りにも似た感情を持つと同時に、本当にB社のbはかくも非常識な値段を打診したのか疑問にも思った。bとは事業者団体の共同広告の協議で顔見知りだし、名刺も交換していて連絡先も分かっている。aは、帰社後、直ちにbに電話連絡し15円値下げを打ち出したことを確認した上で「一体何を考えてそんな値段を持ち出しているのか。業界を潰す気か。」と詰問したところ、bからは「分かった。分かった。確かに15円値下げの申し出はやりすぎた。大手顧客なので譲ってしまったところもあった。俺も5円が妥当だと思う。大手顧客には撤回し、C社やD社にも迷惑をかけないよう俺から連絡しておくよ。」との返事があった。

数日後、bからaへ電話があり、「C社の営業課長cに連絡をして事の経緯を説明したところ、大手顧客が5円値下げなら他の顧客も5円でいこうということになった。D社の営業課長dには、特に経緯は説明しなかったが、当社（B社）としては全般的に5円値下げする意向だと伝えたところ、『そうか』とのことで特に異議はなかった。E社のe課長には特に連絡していないが、小手だし、我々が5円に値下げ幅を抑えれば意を汲んでそれ以上の値下げはしないだろう。」との報告があった。

その後、5社は大手顧客を含めた取引先に対し5円の値下げを表明した。

【設例2】

xは、建設事業を営むX社にて、入札対応及び営業業務を担当している課長である。X社は、甲県の発注する歴史的建造物の移設・建築工事について入札に参加し、受注実績を持っている。同工事は建物の移設という特殊な建設技術を要するため、甲県及び隣県を含めた当該地域ではX社とY社の2しか受注する能力がない。このような中、甲県東部に本店を構えるX社と甲県西部に本店を構えるY社とは、移設工事等に必要な建設機器の運搬コスト等の関係で、工事対象の歴史的建造物が東部にある場合にはX社が、西部にある場合にはY社が受注する慣行があり、自社が受注しない場合には、相手の会社に札値を尋ねて、自社が受注しないような価格で応札している。

1. このような慣行の中、西部の歴史的建造物の移設・建築工事の物件について、X社とY社のほか、遠方のZ社が初めて指名され、XYZの3社による指名競争入札を行うこととなった。Z社としては機器等の運搬コストの関係から受注意欲がないが、入札を辞退するとなると指名してくれた甲県に対し失礼であり、今回辞退すれば2度と指名を受けられない可能性もあることから、入札には参加することとしたが、見積価格の算出やその内訳明細書の作成が煩瑣でならない。そこで、Z社の営業課長zは、Y社の営業課長yに連絡して、Y社の見積価格とその内訳明細書を電子メールで送信してもらい、それを参考にして応札した。
2. その後、隣県で公正取引委員会の立入検査があったことを契機に不安を覚えたxは、社内のコンプライアンス室に相談した結果、X社では受注調整をしないことを決め、その旨をyに伝達した。しかし、1ヵ月後、公正取引委員会の職員（審査官）らが午前9時過ぎにX社へあらわれ、立入検査を開始した。同時に、審査官は、xに対し、事情聴取を公正取引委員会の庁舎において行いたい

旨伝えてきた。xとして予定していた取引先との面談もあるほか、法務部等ともどう対応するか相談をしたいと思ったものの、審査官は、「事情聴取の始まる時間が遅れば遅れるほど、終わる時間帯も遅くなるので、かえって業務にも悪影響があるが、それでもよいか」と告げられたこともあり、また、政府機関からの要請である以上、対応したほうが無難と考え、庁舎へ審査官と出向いた。

講師 弁護士 多田敏明氏 略歴

1993年 早稲田大学法学部（法学士）
1996年 最高裁判所司法研修所修了(48期)
1996年 弁護士登録（第二東京弁護士会）・日比谷総合法律事務所 入所
2001年 ニューヨーク大学 LL.M.修得
2002年 ニューヨーク州弁護士登録
2016年 神戸大学大学院法学研究科 非常勤講師・神戸大学 客員教授

取扱案件：独占禁止法、下請法、景品表示法等

著書：『詳説 独占禁止法審査手続』（共著・弘文堂）、『論点体系 独占禁止法』（共編著・第一法規）、『実務に効く 公正取引審決判例精選』（共著・有斐閣）、『独占禁止法の国際的執行』（共著・日本評論社）ほか著書・論文等多数